ＹＭｆｇウェルサポート法人会員規約

株式会社　もみじ銀行

申込者（以下「甲」といいます。）は、株式会社もみじ銀行（以下「乙」といいます。）の、ＹＭｆｇウェルサポート法人会員規約（以下「本規約」といいます。）に同意の上、「ＹＭｆｇウェルサポート」（以下「本サービス」といいます。）を申し込むものとし（以下「本申込」といいます。）、本サービスの申込をした場合、本規約に同意したものとみなします。

第１条（目的）

甲は、本規約に定める諸条項に従い、乙の提供する本サービスを利用できる権利を有するものとします。

第２条（会員）

１．甲は、本サービスの加入申込書において本規約に同意の上、申し込みを行い、乙が承認した甲を法人会員、また、その法人会員の役員及び従業員を個人会員と称します。
２．法人会員は、個人会員に対して無償で福利厚生サービスを提供する目的でのみ本サービスを利用できるものとし、本サービス（本サービスをその要素とするサービスを含みます。）を、直接的であると間接的であるとを問わず、収益（個人会員から金銭等を受領することを含むがこれに限られません。）を得る目的で利用してはなりません。
３．第１項に定める乙の承認時に、本サービスの申し込みが完了するものとし（以下「本契約」といいます。）、法人会員及び個人会員は本サービスを本規約に従い利用することができるようになるものとします。
４．本申込及び本サービスの利用は、甲と乙が給与振込元請契約を締結していることを条件とします。
５．第３条で示す「ＹＭｆｇウェルサポートＰｌｕｓ」（以下、「ウェルサポＰｌｕｓ」という。）の個人会員は、ウェルサポＰｌｕｓに加えて本サービスも利用することができます。
６．本サービスは、イネサスが運営するウェルサポートアプリ（以下、「本アプリ」という。）を通じて提供されます。

第３条（ウェルサポＰｌｕｓとの関係）

１．ウェルサポＰｌｕｓは、株式会社イネサス（以下「イネサス」といいます。）が取引先企業及びその従業員に提供する福利厚生サービスです。ウェルサポＰｌｕｓの利用条件は、イネサスが定める「ＹＭｆｇウェルサポートＰｌｕｓ法人会員規約」に従うものとします。
２．本サービスとウェルサポＰｌｕｓは、提供元を異にする別サービスです。一方のサービスの法人会員又は個人会員であることは、他方のサービスへの加入を妨げるものではありません。個人は、双方のサービスの個人会員として承認された場合は、同時に両サービスを利用することができます。
３．ウェルサポＰｌｕｓの説明・勧誘・契約締結は、提供元であるイネサスが行います。本サービスの個人会員又は法人会員が乙に対し、ウェルサポＰｌｕｓの問い合わせをしたときは、乙はイネサスに取り次ぐものとします。
４．乙は、本サービスの適切な運営のため、第１５条（個人情報の取扱い）に従い個人会員の情報を管理・利用します。
５．乙は、本サービス又はウェルサポＰｌｕｓの法人会員に対し、個人会員の在籍、退職その他の雇用状況につき問い合わせを行うことができるものとし、個人会員は、法人会員がかかる情報を乙に提供することにあらかじめ承諾を与えるものとします。
６．本サービスの提供にあたり、乙は、イネサスに対し、本アプリの保守・運用その他本サービスの提供に必要な業務を委託する場合があります。
７．本サービス及びウェルサポＰｌｕｓの提供、利用登録、運営及び各サービスに関する案内・営業活動のため、乙及びイネサスは法人会員の契約情報を相互に共有し、利用できるものとし、法人会員はこれにあらかじめ承諾を与えるものとします。

第４条（本サービスの内容）

１．法人会員及び個人会員は、本サービスを会員資格の有効期間中利用できるものとします。
２．法人会員及び個人会員には、乙が提携する会社（以下「サービス提供会社」といいます。）が提供するサービス及び利用することができる特典（以下「特典」といいます。）を景品として提供する場合があります。
３．特典は、サービス提供会社が一切の責任を持って提供するものであり、会員とサービス提供会社との間でトラブル等が生じたとしても、乙は一切の責任を負いません。
４．法人会員及び個人会員は、特典の利用にあたっては、各サービスの利用条件に従うものとします。
５．個人会員は、乙が別途定める「ＹＭｆｇウェルサポート個人会員規約」の規定に従ってサービス等の提供を受けることができます。
６．本サービスの内容、利用方法等は、専用サイト内における掲示等乙所定の方法で指定されます。
７．乙はその裁量によりいつでも本サービス内容を変更することができるものとし、その内容の変更に当たり甲への通知を要しないものとします。
８．本サービスには、イネサスが提供するサービスの一部を組み入れる場合があります。その場合の個々のサービス内容や利用方法等は、本アプリ内における掲示等イネサス所定の方法で指定されます。
９．本契約締結後、個人会員は、乙、株式会社もみじ銀行、株式会社北九州銀行（当該３社を以下、「グループ銀行」といいます。）が提供する本サービスの利用が可能となります。ただし、個人会員が、当該個人会員の給与受取口座がないグループ銀行で本サービスを利用する場合、本サービスの利用を一部制限する場合がありますので、法人会員は、個人会員に対して、その旨及び個人会員の給与受取口座があるグループ銀行において本サービスを利用するよう周知するものとします。

第５条（本サービスの利用可能範囲）

１．本サービスの提供を受けることができる者は、甲に勤務する個人会員本人とします。
２．本アプリの家族招待機能を利用した家族会員の登録を認めないものとし、これに違反して登録された家族アカウントについて、イネサスは、事前の通知を要することなく削除することができます。
３．甲は本サービスを甲に勤務する個人会員（本契約の有効期間中に甲の役員及び従業員となった者を含みます。）以外の第三者のために利用してはならないものとします。

第６条（本サービスの提供）

１．災害、その他乙の責めに帰すべき事由によらずして本サービスを提供することができない場合、乙は本サービスの全部又は一部を必要な期間停止することがあります。
２．乙は本サービスの全部又は一部の停止により甲に生じた如何なる損害（直接損害、間接損害、逸失利益を含みますが、これに限られません。）について、一切の責任を負わないものとします。

第７条（個人会員の登録及び異動の届出）

１．法人会員は入会時に、乙へ所定の様式により個人会員の予定人数の届出を行い、入退社等により個人会員の追加又は削除を希望する場合は、所定の締切日までに所定の様式により届け出るものとします。
２．所定の締切日までに、前項の追加届出がされた個人会員は翌月１日から、削除届出がされた個人会員は当月末日まで、本サービスを利用することができます。
３．本サービスに付帯して提供されるサービス（以下「オプションサービス」といい、本サービスに付帯して提供されるサービスとあわせて、以下「提携サービス等」と総称します。）について、利用可能である場合も前項と同様とします。

第８条（アプリの利用）
１．本アプリは、乙から委託を受けたイネサスが運営・管理します。
２．ウェルサポＰｌｕｓ及び本サービスは、ウェルサポートＰｌｕｓアプリ（以下、「ウェルサポＰｌｕｓアプリ」という。）及び本アプリを通じて提供されるものとします。ウェルサポＰｌｕｓの利用者は、ウェルサポＰｌｕｓアプリを通じてウェルサポＰｌｕｓ及び本サービスを利用することができるものとし、本サービスのみの利用者は、本アプリを通じて本サービスのみを利用することができるものとします。
３．法人会員及び個人会員が、ウェルサポＰｌｕｓから本サービスのみの利用へ変更する場合、又は本サービスのみの利用からウェルサポＰｌｕｓの利用へ変更する場合には、利用するアプリを切り替える必要があります。この場合、イネサス又は乙所定の方法により、個人会員が本アプリの利用開始登録に用いるコード（以下「利用開始コード」といいます。）その他利用開始に必要な情報を再度発行又は付与し、個人会員は、当該アプリを再度ダウンロードし、利用登録を行うものとします。
４．前項の切替に伴い、従前利用していたアプリ、利用開始コード、個人会員アカウント（メールアドレス及びパスワード）、利用履歴その他の情報は、原則として引き継がれません。
法人会員及び個人会員は、あらかじめこれを承諾するものとします。
５．イネサスは、あらかじめ法人会員又は個人会員へ通知を行うことなく、本アプリの修正、変更、アップデート、又は提供終了を行うことができます。
６．イネサスは、本アプリに関するサポートを提供する義務を負わず、本アプリ利用者の利用資格等を確認できない場合は、本アプリの全部又は一部の利用を制限することができます。
７．システム又は通信の障害等により、提携サービス等のデータが本アプリ上で正しく表示されない場合であっても、イネサスは、その責任を負わないものとします。
８．アプリの利用開始案内は、乙又は乙の委託先が、企業・事業所宛てに電子メール、郵送その他乙所定の方法により実施するものとします。

第９条（利用開始コード及び個人アカウントの管理）
１．法人会員は、乙又は乙の委託先から交付を受けた利用開始コードを、自己の責任において適切に管理し、甲の役員及び従業員以外の第三者に開示、貸与、譲渡等してはならないものとします。
２．法人会員が利用開始コードを甲の役員及び従業員に配布する場合は、配布済みの利用開始コードを重複して配布することのないよう管理するとともに、第三者に知られることのないよう適切な方法により行うものとします。
３．法人会員による利用開始コードの管理不十分、第三者への開示その他法人会員の責めに帰すべき事由により生じた損害については、法人会員が負うものとします。
４．乙又はイネサスは、利用開始コードに有効期限を設定することがあり、有効期限までに利用開始登録に用いられなかった利用開始コードは、失効することがあります。
５．乙又はイネサスは、法人会員から個人会員の退職等の申し出があった場合、当該個人会員のアカウントを削除することがあります。

第１０条（本契約に係る意思決定・優越的地位の濫用防止）
１．甲と乙は、本申込に当たり、甲乙間の既存の取引関係に左右されず、自らの意思により申込を行うものであることを相互に確認します。
２．乙は、甲が乙より本サービスの提供を受けることを、甲に強制するものではなく、甲は乙より本申込及び本サービスの提供につき如何なる強制も受けていないことを確認します。
３．乙は、甲が本サービスの提供を受けないこと、又は本契約を終了させることを理由として、甲乙間の銀行取引に関して甲に不利益を与えてはならないものとします。
４．甲は、個人会員に対して、乙との金融取引を強制してはならないものとします。また、甲は、甲の役員及び従業員に対して、本サービスの利用が強制されるものではない旨を説明するものとします。

第１１条（料金）
甲は、本サービスのうち、料金を支払う規定のあるサービス等以外のサービスについては、無償で利用することができます。ただし、将来的に規約の変更や追加サービスの提供等により、料金が発生する場合、事前に乙から甲に通知するものとします。

第１２条（乙の免責）
１．乙は、本規約に明示的に定める場合を除いては、本サービスについていかなる保証もするものではありません。
２．乙は、本サービスの利用により甲に生じた如何なる損害（直接損害、間接損害、逸失利益を含みますが、これに限られません。）についても、一切の責任を負わないものとします。

第１３条（禁止行為）
１．甲は、本サービスを第２条に定める目的のみに利用するものとし、本サービスを第三者に利用させ、又は本サービスにより得られた成果や本サービスに含まれる一切の情報を第三者に利用させ、もしくは開示漏えいしてはならないものとします。
２．甲は、以下に定める事項に該当する行為（以下「禁止行為」といいます。）を行ってはならないものとします。
① 第三者の名誉、プライバシー、その他の権利を侵害し、又はそのおそれのある行為
② 犯罪行為又は犯罪行為を誘因するおそれのある行為
③ 猥褻性のあるもの、射幸心をあおるもの、その他公序良俗に反する行為
④ 有償無償を問わず、本サービス又は本サービスに類似する利益を第三者に提供する行為
⑤ 有償無償を問わず本サービス及び本サービスに含まれる全部もしくは一部の情報、又は本サービスに付随して乙が甲に対して提供した一切の資料等を第三者に頒布、販売し、もしくは閲覧させ、又は無断で転載する行為
⑥ 本サービスに付随して乙が甲に対して提供した一切の資料等を、乙に無断で複製、偽造する行為
⑦ 本契約に違反する行為
⑧ その他、乙が不適切と判断する行為
３．乙は、第三者による本サービスの無断使用等により甲に損害が生じた場合であっても、一切責任を負わないものとします。
４．乙は、甲の禁止行為を発見した場合には、直ちに本サービスの利用を停止することができ、甲の禁止行為により乙が損害を被った場合には、甲に対して当該損害の賠償を請求することができます。

第１４条（秘密保持義務）
甲及び乙は、本契約に関連して知りえた相手方に関する一切の情報を、本契約の有効期間中のみならず本契約期間終了後も、相手方の事前の承諾を得ることなく、本契約の目的以外に使用しないものとし、また、第三者に開示又は漏えいしてはならないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りではないものとします。
① 開示を受けたとき、既に所有していた情報
② 開示を受けたとき公知の情報、又は開示を受けた後、被開示当事者の責によらず公知となった情報
③ 正当な開示権限を有する第三者から適法に秘密保持義務を負うことなく入手した情報
④ 開示された情報を使用することなく、独自の開発等を通じて自ら知得したことが証明できる情報
⑤ 官公庁又は法律の要求により、開示を義務づけられた情報（ただし、開示の範囲は必要最小限に限られる。）

第１５条（個人情報の取扱い）

１．甲及び乙は、個人情報保護の義務を遵守し、個人情報が漏洩しないよう個人情報の安全管理措置を実施するものとします。

２．乙は、会員登録に際して法人会員又は個人会員から届け出られた「個人情報の保護に関する法律」（平成１５年法律第５７号。以下「個人情報保護法」といいます。）第２条第１項に定める個人情報（以下「個人情報」といいます。）並びに提携サービス等の利用に際して個人会員及びサービスを利用する者（以下、個人会員と合わせて「個人会員等」と総称します。）から取得した個人情報を、乙が別に定める個人情報保護方針
（URL:https://www.momijibank.co.jp/other/policy/policy.html ）及び株式会社山口フィナンシャルグループが別に定める個人情報保護方針
（URL: https://www.ymfg.co.jp/ja/sustainability/policy.html）に従い、取り扱うものとします。

３．乙は、個人会員等に係る個人情報を厳に秘密として管理し、本人の事前の承諾なく第三者に提供又は開示しないものとします。ただし、次の各場合には、本人の事前の同意なくして乙は、第三者に対して個人情報を提供又は開示できるものとします。

（１） 法令に基づく場合

（２） 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

（３） 公衆の衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

（４） 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

（５） 個人情報保護法及びその他関係諸規則に違反しない方法で提供する場合

（６） 「YMFG グループにおけるお客さま情報の共同利用について」を公表し、その範囲内で提供する場合

６．前項の規定にかかわらず、乙は、「個人情報保護方針（プライバシーポリシー）」第１項において定める利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報の取扱いを第三者に対して業務委託する場合があります。

７．イネサスは、当該業務委託先として、本サービスに関する案内等を実施する場合があります。

８．第２項の規定にかかわらず、乙は、個人会員等にかかる個人情報について、本サービスの委託元である法人会員に対し、「個人情報保護方針（プライバシーポリシー）」第１項において定める目的で利用するために提供する場合があります。

９．法人会員の退会、個人会員の退職等により個人会員が会員資格を失った場合、その個人情報については、乙は、原則として、提供するサービスの内容に応じて法人会員との契約又は協議により消去又は廃棄します。ただし、法令等諸規則に基づき乙が継続して保有する必要がある情報についてはこの限りではありません。

１０．　法人会員は、乙が本サービス提供の目的のために個人会員にかかる個人情報を取得し、また必要に応じて本条第２項、第３項及び第４項に定める態様により第三者に提供又は開示をすることがあることを、個人会員に対し事前に周知せしめ、かつ、承諾させるものとします。

９．乙は、ＹＭｆｇウェルサポートの提供、利用登録、運営及び各サービスに関する案内・営業活動のため、法人会員の契約情報をイネサスに共有し、利用する場合があります。

10. 乙及びイネサスは、本サービス及びウェルサポＰｌｕｓの提供、運営、改善、新サービスの開発、案内、情報提供、営業活動その他のマーケティング活動のため、個人会員より取得した情報及び本サービス等の利用状況に関する情報を利用することができるものとします。

第１６条（甲の役員及び従業員の退職）

乙は、本契約の有効期間中に甲の役員及び従業員が退職した場合には、退職した甲の役員及び従業員（以下「退職従業員」といいます。）に対する本サービスの提供を、以下のとおり停止します。

１．退職従業員は、一切本サービスを新たに利用できないものとします。

２．退職従業員が、本サービスにより提供された特典を享受できる券類を所持していた場合は、これを無効とします。

第１７条（法人会員及び個人会員資格の有効期間）

１．法人会員資格の有効期間は、別段の定めがない限り、入会契約成立日から１年間とします。

２．期間満了日の前月の２０日（当日が乙の営業日でない場合はその直前の営業日）までに、甲又は乙から書面その他甲乙が別途定める方法による終了の意思表示がない場合、本契約はさらに１年間自動更新されるものとし、以後も同様とします。

３．毎年３月末に、３銀行のいずれかにて法人会員資格（給振元請契約）の条件判定を行い、法人会員資格を失効した場合は、条件判定年の４月中に法人会員の登録住所へ書面にて通知するものとします。そのうえで、法人会員、個人会員ともに条件判定年の５月末日で会員資格は無効となるものとします。

第１８条（会員資格の喪失）

１．乙は、甲が次の各号のいずれかに該当したときは、何らの通知・催告を要せず即時に法人会員の会員資格を喪失させることができます。この場合、法人会員は、乙が法人会員の会員資格の喪失を通知した日をもって、自動的に会員資格を喪失するものとします。

① 支払停止もしくは支払不能の状態になったとき、又は電子交換所の取引停止処分を受けたとき

② 差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申立てがあったとき、租税滞納処分を受けたとき、又はそのおそれがあるとき

③ 破産、会社更生、民事再生、特別清算もしくは特定調停等の法的整理手続又はこれに類似する手続の申立て又は開始があったとき

④ 解散もしくは事業の全部又は重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき

⑤ 法人会員の加入申込書の内容に虚偽の記載があったとき

⑥ 重大な過失又は背信行為があったとき

⑦ その他、信用状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき

⑧ その他本契約を継続し難い重大な事由があるとき

２．本条に基づく本契約の解除は、解除された相手方に対する損害賠償請求を妨げないものとします。

３．事由の如何にかかわらず法人会員資格が終了した場合、乙は本サービスの提供を停止するものとします。この場合、当該時点における甲の役員及び従業員について第１６条の規定を準用します。

４．本条第１項により法人会員が本サービスの会員資格を喪失した場合、当該法人会員に属する個人会員は、法人会員が会員資格を喪失した日をもって、自動的に会員資格を失うものとします。

５．法人会員は、会員資格を喪失した場合には、当該法人会員に属する個人会員に対して、自らの責任により、本サービスの会員資格の喪失について必要な周知を行うものとします。

第１９条（損害賠償）

甲又は乙は、相手方が本規約に定める条項の一に違反し、これにより損害を被った場合は、相手方に対して損害の賠償を請求できるものとします。ただし、本契約に関して乙が甲に対して負うべき損害賠償責任は、債務不履行、不法行為その他の請求原因の性質ないし名目にかかわらず、甲が現実に被った通常の直接損害のみを対象としますが、乙の故意又は重大な過失による損害が発生した場合には、この限りではありません。

第２０条（退会及び中途退会）

１．法人会員は、中途退会日を暦月の末日付けとし、退会希望月の前月の２０日（当日が乙の営業日でない場合には直前の営業日）までに、乙に退会の意思を通知の上、所定の様式により退会手続きを行うものとします。

２．乙は、解約日を暦月の末日付けとし、中途解約月の前月の２０日（当日が乙の営業日でない場合には直前の営業日）までに法人会員に通知することにより、入会契約の全部又は一部を中途解約することができるものとします。

第２１条（サービス内容の変更及び規約の変更）

１．乙は、本サービスの健全な運営を図るため、又は法令の改正等により、乙が必要と判断した場合には、法人会員及び個人会員への事前の通知を行うことなく、本サービスの内容を変更（サービスの終了を含みます。）することができます。
２．乙は、前項のサービス内容の変更を行う場合、本サービスの専用サイト内での掲示により、これを周知するものとします。
３．乙は、本サービスの健全な運営を図るため、又は法令の改正等により、乙が必要と判断した場合には、本規約を改定（変更及び廃止を含む。）することができます。
４．乙は、前項の改定を行う場合、本規約を改定する旨及び改定後の内容並びにその効力発生時期について、法人会員に対して事前に本サービスの専用サイト内での掲示等により告知又は周知するものとし、当該改定は、告知等に定める日より適用されるものとします。

第２２条（サービスの中断・停止）

乙は次の場合、法人会員及び個人会員への事前の通知を行うことなく、サービスの全部又は一部を中断又は停止等の必要な措置を採ることができるものとします。

（１） 本サービスの提供に使用するハード、ソフト又は通信機器設備等に関わるメンテナンスや修理を定期的又は緊急に行う場合
（２） アクセス過多等の予期せぬ要因でシステムに負荷が集中した場合
（３） 法人会員又は個人会員のセキュリティを確保する必要が生じた場合
（４） 火災、停電、その他不慮の事故等により本サービスの提供が困難な場合
（５） 前各号に準ずる事由が生じた場合

第２３条（反社会的勢力でないこと等の確認）

１．甲及び乙は、甲乙間の契約に際し、現在、暴力団・暴力団員・暴力団でなくなった時から５年を経過しない者・暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「反社会的勢力」という）に該当しないこと、及び次の各号に該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを誓約するものとします。
①反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
②反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
③自社、自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
④反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
⑤役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
２．甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを誓約します。
①暴力的な要求行為
②法的な責任を越えた不当な要求行為
③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
④風説を流布し、偽計を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
⑤その他前各号に準じる行為
３．甲及び乙は、自らの下請又は再委託先業者（下請又は再委託先が数次にわたるときには、その全てを含む。以下同じ）が第１項に該当しないことを確約し、将来にわたっても同項もしくは第２項各号に該当しないことを誓約します。
４．甲及び乙は、甲乙間の契約に関する下請又は再委託先業者が前項に該当することが契約後に判明した場合には、直ちに下請又は再委託先業者との契約を解除し、又は契約解除のための措置をとるものとします。

第２４条（反社会的勢力でないこと等の確認に違反した場合の契約の解除）

１．甲又は乙が、前条（反社会的勢力でないこと等の確認）に違反した場合、その相手方は、何らの催告なしに直ちに本契約の一部又は全部を解除することができるものとします。
２．前項の適用により、契約を解除された側に損害が生じたとしても、相手方は損害賠償の責を負いません。また、契約を解除した側に損害が生じたときは、相手方は損害賠償の責を負うものとします。

第２５条（準拠法及び管轄裁判所）

本規約及び本規約に基づく取引は日本法に準拠し、日本法に基づき解釈されるものとします。本規約に基づく諸取引に関しての訴訟の必要が生じた場合には、乙の本店又は取引店の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第２６条（不可抗力）

甲及び乙は、戦争、内乱、暴動、自然災害、政府機関の命令、労働争議等の不可抗力により、本契約に定められた権利及び義務の一部又は全部にわたってその遂行を妨げられた場合には、相手方に速やかに通知するものとし、その事態が継続する期間は、その権利及び義務の遂行が猶予されるものとします。

第２７条（協議）

本規約に定めのない事項については、その都度甲と乙が誠意をもって協議し円満に解決を図るものとします。

以上

２０２６年1月5日　制定
２０２６年１１月5日　改定